

防衛省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈防衛省評価委員会〉
駐留軍等労働者 労務管理機構	理事	H19.3.1~H24.3.31 (同上)	1.0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1.0」については、意見はない。

以上

別紙

防衛省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案)
				基準勘案率（※1）	調整	
					特段の貢献度等 （※2）	
駐留軍等労働者労務管理機構	理事	H19. 3. 1～H24. 3. 31	(参考) 在任期間 同左	1. 0	なし	1. 0

※1 「防衛省独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成19年3月8日防衛省独立行政法人評価委員会）（以下「業績勘案率の決定方法」という。）2（1）において、各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とすることとされている。なお、各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目毎に点数化（5から1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ決定することとされている。

※2 「業績勘案率の決定方法」2（3）ただし書きにおいて、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする事とされている。